

「公共建築工事における工期設定の 基本的考え方」について

- 国土交通省官庁営繕部では、公共建築工事における工期設定の現状に関して建設業団体と意見交換を行い、問題意識を共有するとともに適切な工期を設定するための方策等について、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」(H27.3.25)として取りまとめました。



- 地方公共団体を対象とした発注者支援に関するアンケートでの意見を踏まえ、公共建築工事全体へ普及を促進するため、国土交通省官庁営繕部は、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(H27.10.21)として取りまとめました。



- 「働き方改革実行計画」に基づき設置されました建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた適正な工期設定等が行われることを目的として「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定され、基本的考え方については適正な工期設定を検討する際の参考として明記されました。
- 国土交通省では公共建築分野の発注者が連携を図り、建設業の働き方改革を一層推進するため、各省各庁や地方公共団体、建築設計団体、建設業団体の意見も踏まえ、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について所要の見直しを行うとともに、従来の官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国主管課長会議取りまとめに変更しました。(H30.2.9)

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(注)は適正な工期を確保するための方策や留意事項等を明記したもの
 (注)それぞれの現場や発注者の状況等を踏まえ参考とするもの

国土交通省官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更(赤字は主な改正点)

○ 基本方針

工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定
適正な工期設定が、担い手確保のため必要であることを追記

○ 調査及び設計段階

- (1) 次の期間の十分な想定
 - ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
 - ② 設計、入札契約手続及び施工の期間
労務・資機材調達等の準備期間、施工終了後の自主検査等の後片付け期間を追記
 - ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3) 図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

○ 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

○ 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

○ 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施
遅滞ない設計意図伝達が必要であることを追記
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施
全体工期のしわ寄せがないよう設備工事など後工程の適正な施工期間を確保することを追記

○ その他留意事項

- (1) 多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
 - (2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮
 - (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮
- 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、外部機関等の仕組みを活用することを追記**

○ 工期の変更

設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において **適切な設計変更等を実施**

基本的考え方をガイドライン等に反映

- (一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」(Ver.4(R1.7))
- 公共建築工事の発注者の役割解説書(H30.10)

- 基本的考え方の事例解説(H28.6)等

○営繕工事は、「基本的考え方」に基づき、「適正工期算定プログラム」を参考に、適切に工期設定
 →概算要求、工事発注の各段階において、適切な工期設定が可能となる

各種会議や公共建築相談窓口等を通じて公共建築工事等の発注者への普及・促進